

被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応について

1. 相談対応

	Ⅱ. 事前準備編	Ⅲ. 発災時対応編
	1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備	1. 被災した住宅の修理等の相談
(1)	(1) 住宅の修理等に関する相談体制の整備に向けた準備 《都道府県、市町村》 ➤ 住宅の修理等に関する相談への対応については、都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等の役割分担を事前に検討・調整しておくことが重要である。 ➤ 特に発災後は、被災した地方公共団体の対応すべき業務が膨大に発生することから、住宅の修理等に係る技術的な面での相談対応等、外部化することが可能な業務については、事前に住宅・建築関係団体等との協力体制を構築しておくことが重要である。 ➤ 具体的には、発災後に速やかに住宅の修理等に関する相談体制を整備できるよう、住宅・建築関係団体と協定等を締結しておくことが望ましい。 ➤ 被災者からの相談は住宅分野だけでなく、法律、福祉、雇用、金融等多くの分野に渡ることが想定されるため、これらの関係団体等との協力体制の構築についても事前に検討しておくことが望ましい。	(1) 住宅の修理等に関する相談体制の整備 《都道府県、市町村》 ➤ 事前に検討・調整しておいた各主体の役割分担を確認する。 ➤ 事前に協力体制を構築していた住宅・建築関係団体、法律、福祉、雇用、金融等の関係団体等に協力を要請し、相談体制を整備する。
(2)	(2) 相談方法の検討と相談業務マニュアルの準備 《都道府県、市町村》 ➤ 発災後に速やかに被災した住宅の修理等に関する相談体制を整備し、相談への対応を実施できるよう、事前に相談方法（電話相談、窓口相談及び現地相談）について検討しておくことが重要である。 ➤ 具体的には、相談方法に応じた業務内容、各主体（都道府県、市町村、住宅・建築関係団体、その他の関係団体等）の役割分担、人員配置、業務フロー、相談窓口の設置場所、費用負担等について検討・調整を行い、事前にそれらを定めた具体的な相談業務マニュアルを作成しておくことが重要である。 ➤ また、相談に際して、都道府県・市町村における複数の担当部署に亘る被災者支援策の情報を事前に整理しておき、発災後迅速かつ的確に被災者に提供できるよう、当該情報を担当部署間で共有しておくことが望ましい。	(2) 相談対応の開始 《都道府県、市町村》 ➤ 被害状況や関係団体の協力状況等を踏まえ、事前に検討していた相談方法（電話相談、窓口相談及び現地相談）の中から実施可能かつ効果的な相談方法を決定するとともに、事前に準備していた相談業務マニュアルを必要に応じて更新の上、決定する。 ➤ 当該相談業務マニュアルに基づき、相談方法に応じた業務内容、各主体（都道府県、市町村、住宅・建築関係団体、その他の関係団体等）の役割分担、人員配置、業務フロー、相談窓口の設置場所、費用負担等について決定し、連携先の住宅・建築関係団体及びその他関係団体等にこれらの内容を伝える。 ➤ 被災した住宅の修理等の相談対応を実施する。
(3)	(3) 修理業者に関する情報提供の準備 《都道府県、市町村》 ➤ 発災後に被災者が自ら修理業者を探して工事を依頼することを念頭に、住宅・建築関係団体等の協力を得て、被災者に対して修理業者に関する情報（修理業者名、所在地、電話番号等の連絡先、請け負える工事の種類と規模、対象地域、所属団体等）を提供する仕組（修理業者の情報の収集・整理に係る作業フロー等）について、事前に検討しておくことが重要である。 ➤ 修理業者に関する情報をリスト化し（以下「修理業者リスト」という。）、発災時に迅速に被災者に情報提供できるよう、定期的に更新しておくことが望ましい。 ➤ 修理業者リストは、災害救助法に基づく応急修理制度において工事を実施する修理業者を指定したリスト（以下「指定業者リスト」という。）の作成に活用することが可能である（3（4）参照）。 ➤ また、被災者が自らの力で修理業者を探すことができないことも想定されるので、住宅・建築関係団体等の協力を得て、被災者に修理業者を紹介する仕組についても事前に検討しておくことが重要である。 《住宅・建築関係団体等》 ➤ 被災した住宅の修理に対応する意向のある修理業者に関する情報を、事前に修理業者リストとして整理し、発災時に都道府県に提出できるよう準備しておくことが重要である。 ➤ 発災時に最新の修理業者リストを速やかに提出できるよう、修理業者リストの掲載情報を定期的に更新しておくことが望ましい。	(3) 修理業者に関する情報提供の実施 《都道府県、市町村》 ➤ 被災者が自ら修理業者を探して工事を依頼できるように、住宅・建築関係団体と連携し、事前に準備していた仕組により、被災者に対し、修理業者に関する情報を提供する。 《住宅・建築関係団体等》 ➤ 事前に作成しておいた修理業者リストの掲載業者に、被害状況及び応急修理の対応可否を照会し、修理業者リストを更新する。 ➤ 更新した修理業者リストを都道府県に提出する。

2. 緊急復旧

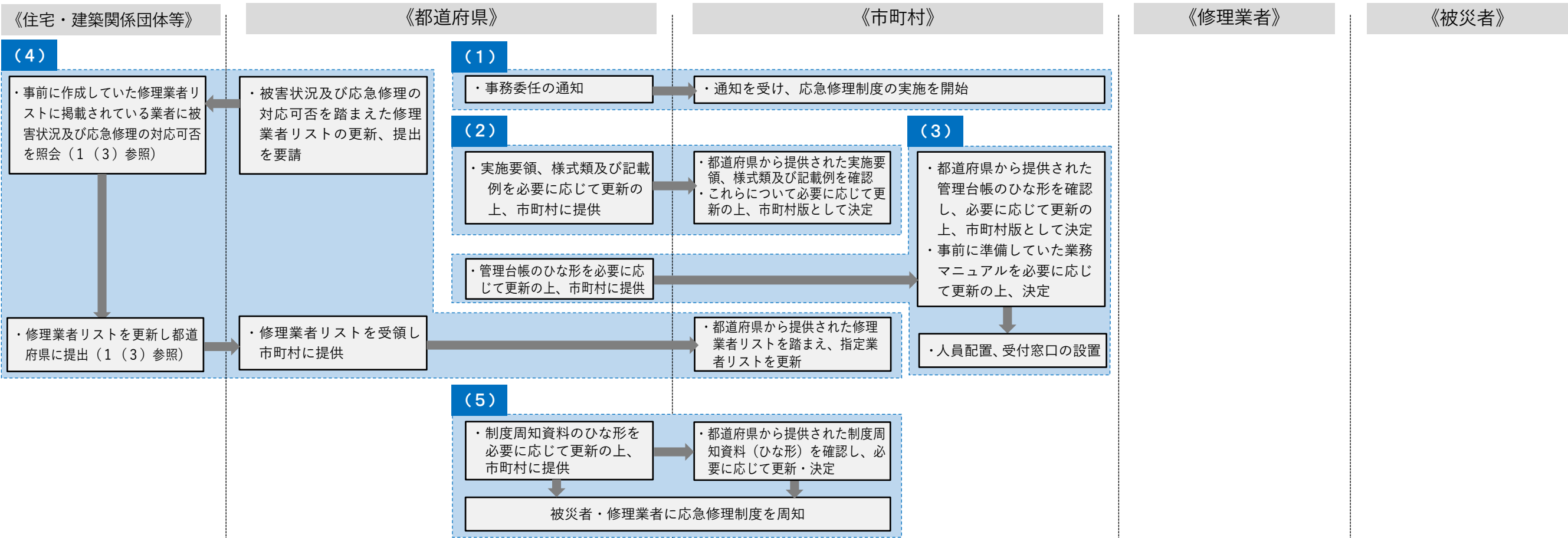
	Ⅱ. 事前準備編	Ⅲ. 発災時対応編
	2. 緊急復旧に係る準備	2. 緊急復旧への対応
(1)	（１）緊急復旧に必要な資材の確保に係る準備 《都道府県、市町村》 ➤ 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を可能な限り備蓄し、その備蓄資材の種類や数量を的確に把握しておくことが重要である。 ➤ ただし、庁舎やその他の公共施設等において備蓄できる量には限界があるため、他の地方公共団体、N P O法人、物販業等の民間団体・事業者等と事前に協定等を締結し、資材の供給に係る協力体制を構築しておくことが重要である。	（１）緊急復旧に必要な資材の調達 《都道府県、市町村》 ➤ 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材について、資材毎に備蓄している数量を確認する。 ➤ 備蓄状況や被害状況等により、当該被災地方公共団体が備蓄している資材のみでは緊急復旧に必要な資材が不足する場合、事前に協力体制を構築している他の地方公共団体、N P O法人、物販業等の民間団体・事業者等に対して、資材の供給を依頼し、必要な資材を調達する。
(2)	（２）緊急復旧に係る情報の提供の準備 《都道府県、市町村》 ➤ 発災後速やかに被災した住宅の緊急復旧の方法等に関する情報を提供できるよう、当該情報について事前に収集・整理しておくことが重要である。 ➤ 緊急復旧においては、屋根、外壁・窓、床、水道管等の設備への対応が必要となり、過去の災害の経験で得られた対応方法の蓄積を生かし、被災者に適切な情報を提供していくことが重要である。 ➤ 特に水害の場合は、浸水した住宅の被害の状況をできる限り詳細に写真に撮った後、汚泥等を除去し、清掃、洗浄、消毒して、十分に乾燥させることが必要である等、修理工事に取りかかる前に一定の作業及び期間が必要となることを周知することが重要である。	（２）緊急復旧に係る情報の提供 《都道府県、市町村》 ➤ 事前に収集・整理した緊急復旧の方法等について、ホームページや避難所の掲示板等への掲載等により、速やかに被災者に情報提供する。 ➤ また、緊急復旧は被災者自らが実施できるものもあるが、屋根上での高所作業等、危険が伴うものについては、原則として修理業者に依頼するよう周知する。

3. 災害救助法に基づく応急修理制度（都道府県が市町村に事務委任することを想定）

	Ⅱ. 事前準備編	Ⅲ. 発災時対応編
	3. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施に係る準備	3. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施
(1)	（１）市町村への事務委任に係る検討 ① 市町村に委任する事務の事前の取決め 《都道府県》 ➤ 災害救助法に基づく応急修理制度に係る事務の市町村への委任について、事前に市町村と検討・調整を行っておく必要がある。 ➤ 市町村に事務委任する場合には、市町村に委任する事務（救助の内容、手続等）について事前に取決め、地域防災計画、手引書、協定等に位置付けておくことが重要である。 ➤ 発災後の制度運用の際の、市町村への支援体制等についても検討しておくことが望ましい。 ② 都道府県と市町村での意見交換、事務委任の内容の確認 《都道府県、市町村》 ➤ 都道府県は、市町村担当者が参加する連絡会議を開催する等、平時より都道府県・市町村の間で事務委任の内容等について定期的に意見交換できる場を設け、必要に応じて、当該内容等を見直し・更新しておくことが望ましい。	（１）市町村への事務委任 《都道府県》 ➤ 都道府県は、災害救助法に基づく応急修理制度について、事務委任に係る事前の取決め及び被害状況等を踏まえ、市町村に委任する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を決定し、市町村に通知する。（以下の説明では、事務委任することを前提としている。） 《市町村》 ➤ 市町村は、都道府県からの事務委任に係る通知を受け、応急修理制度の実施に取り掛かる。
	（２）実施要領、様式等の作成 《都道府県》 ➤ 都道府県は、災害救助法に基づく応急修理制度の対象者、応急修理の範囲、基準額（費用の上限額）、手続のフロー等について、「災害救助事務取扱要領」（平成 30 年 4 月 内閣府）や過去の災害における取組例等を参考に、「住宅の応急修理実施要領（以下「実施要領」）という。」として事前に定めておくことが重要である。 ➤ 当該手続に必要な書類の様式及び記載例もあわせて作成し、実施要領にて位置付け、これらについて事前に市町村に提供しておくことが望ましい。 《市町村》 ➤ 都道府県から提供された実施要領、様式類及び記載例を元に、必要に応じて追記・修正更新の上、市町村版の当該資料を作成する。	（２）実施要領、様式等の更新・決定 《都道府県》 ➤ 事前に準備していた実施要領、様式類及び記載例について、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定し、市町村に提供する。 《市町村》 ➤ 都道府県から提供された実施要領、様式類及び記載例を確認する。 ➤ これらについて、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、市町村版として決定する。
(3)	（３）管理台帳、業務マニュアルの作成 ① 管理台帳のひな形の作成 《都道府県》 ➤ 応急修理制度を受け付けた案件の状況を管理するための台帳（以下「管理台帳」という。）のひな形を事前に作成しておくことが重要である。 ➤ その際、申込受付件数や応急修理分の見積額の合計等の都道府県が管理上必要となる項目を想定して作成し、できたひな形については事前に市町村と共有しておくことが望ましい。 《市町村》 ➤ 発災後の制度運用の際には、管理台帳に随時申込者（被災者）の情報を入力していくこととなるため、管理台帳に情報を入力する担当者や入力ルール等を定め、事前に業務マニュアル（(3) ②参照）に記載しておくことが望ましい。 ② 業務マニュアルの作成 《市町村》 ➤ 市町村において担当する予定の事務の内容を整理し、庁内の担当部局（災害救助法所管部局、住宅・建築部局等）の役割分担、人員配置、業務フロー、受付窓口の設置場所等を定めた具体的な「業務マニュアル」を事前に作成しておくことが重要である。 ➤ 特に、庁内における応急修理制度の主管部局については、過去の災害での運用実績も踏まえると、応急修理工事の範囲に関する技術的な相談への対応の他、住宅・建築関係団体や修理業者との連絡調整	（３）管理台帳の決定・業務体制の整備 ① 管理台帳の決定 《都道府県》 ➤ 事前に準備していた管理台帳のひな形について、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定し、市町村に提供する。 《市町村》 ➤ 都道府県から提供された管理台帳のひな形を確認し、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、市町村版として決定する。 ② 業務体制の整備 《市町村》 ➤ 事前に準備していた業務マニュアルについて、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定する。 ➤ 当該業務マニュアルに基づき、庁内の担当部局の役割分担、人員配置、業務フロー、受付窓口の設置場所等を決定する。

	Ⅱ．事前準備編	Ⅲ．発災時対応編
	3．災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施に係る準備	3．災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施
	等が必要となることから、住宅・建築部局を主管部局として位置付けることが望ましい。 ➤ 業務マニュアルでは、担当職員間で混乱が起きないように役割分担表を作成する等、各担当職員の役割を明確にしておくことが望ましい。	
(4)	(4) 指定業者リストの作成に係る準備 ① 修理業者リストを元にした指定業者リストの作成 《都道府県》 ➤ 住宅・建築関係団体等の協力を得て作成した修理業者リスト（1（3）参照）を、指定業者リストの作成に役立てられるよう市町村に提供する。 《市町村》 ➤ 都道府県から修理業者リストの提供を受け、それを踏まえて指定業者リストを事前に作成しておくことが重要である。 ➤ 指定業者リストを作成した場合は、当該指定業者に対し、応急修理制度の概要や手続フロー等について事前に説明を行っておくことが望ましい。 ➤ また、制度運用の際には、被災者が指定業者リストに掲載されていない修理業者に修理工事を依頼する場合も想定されるため、そのような修理業者を当該リストに追加する際のルール等を事前に検討し、業務マニュアル（(3) ②参照）に記載しておくことが望ましい。	(4) 指定業者リストの作成 《都道府県》 ➤ 住宅・建築関係団体等に、被害状況及び応急修理の対応可否を踏まえた修理業者リストの更新、提出を要請する。 ➤ 住宅・建築関係団体等から提出された修理業者リストを市町村に提供する。 《住宅・建築関係団体等》（1（3）より再掲） ➤ 事前に作成しておいた修理業者リストの掲載業者に、被害状況及び応急修理の対応可否を照会し、修理業者リストを更新する。 ➤ 更新した修理業者リストを都道府県に提出する。
	② 指定業者リストの掲載情報の定期的な更新 《市町村》 ➤ 修理業者リスト（1（3）参照）の掲載情報が更新された場合は、指定業者リストも更新する。	《市町村》 ➤ 都道府県から提供された修理業者リストを踏まえ、指定業者リストを更新する。
(5)	(5) 制度周知資料の作成、周知方法の検討 ① 制度周知資料のひな形の作成 《都道府県》 ➤ 発災後速やかに被災者及び修理業者に応急修理制度について周知できるよう、事前に応急修理制度に関する周知資料のひな形を作成しておくことが重要である。	(5) 制度の周知 ① 制度周知資料の決定・提供 《都道府県》 ➤ 事前に作成していた応急修理制度に関する周知資料のひな形を、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定し、市町村に提供する。 《市町村》 ➤ 都道府県から提供された応急修理制度に関する周知資料のひな形を確認し、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、市町村版として決定する。
	② 制度周知方法の検討 《都道府県、市町村》 ➤ 発災時に実施可能な応急修理制度の周知方法（ホームページ、広報カー、行政連絡放送、テレビ、ラジオ、都道府県・市町村の広報誌への掲載、説明会の開催、チラシの郵送等）を事前に検討しておくことが重要である。 ➤ 大規模災害に備えて、市町村外・都道府県外に避難する被災者に対する周知方法（避難先への広報誌の送付等）も検討しておくことが望ましい。	② 制度の周知 《都道府県、市町村》 ➤ 事前に検討していた制度周知方法の中から、被害状況等を踏まえ、実施可能かつ効果的な方法を採用し、被災者及び修理業者に対して応急修理制度を周知する。
(6)	—	(6)－1 応急修理制度に係る手続の実施（戸建住宅の場合） (6)－2 応急修理制度に係る手続の実施（区分所有マンションの場合）

応急修理制度を実施する際の流れ
 （都道府県が市町村に事務委任することを想定）



事前準備と発災時対応の対応関係	
Ⅱ．事前準備編	Ⅲ．発災時対応編
3. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施に係る準備	3. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施
（１）市町村への事務委任に係る検討	（１）市町村への事務委任
（２）実施要領、様式等の作成	（２）実施要領、様式等の更新・決定
（３）管理台帳、業務マニュアルの作成	（３）管理台帳の決定・業務体制の整備
（４）指定業者リストの作成に係る準備	（４）指定業者リストの作成
（５）制度周知資料の作成、周知方法の検討	（５）制度の周知
	（６）-1 応急修理制度に係る手続きの実施（戸建住宅の場合） （６）-2 応急修理制度に係る手続きの実施（区分所有マンションの場合）